

令和8年度 松山市立勝山中学校いじめ防止基本方針

平成26年3月10日 策定 令和8年5月1日 改訂

【学校のいじめに対する基本認識】

「いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある重大な人権侵害である」という認識に立ち、生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるように、学校内外を問わずいじめがなくなるようにする。そのために、勝山中学校では、

- ① すべての生徒がいじめを行わず、また他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらもそれを放置することがないように指導及び生徒理解を行う。
 - ② いじめの未然防止・いじめの早期発見・いじめに対する措置について対策を立て組織的に対応する。
 - ③ 学校・家庭・地域やその他の関係諸機関とも連携して、いじめ問題を克服することを目指す。
- これらを実践するにあたっては、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを全教職員が共通理解して対応する。

【いじめ防止対策委員会】

【校内】=いじめ防止対策小委員会
管理職・主幹教諭・生徒指導主事・
学年主任・特別支援教育コーディネーター・学年生徒指導・養護教諭

【家庭地域等】
PTA役員・学校
評議員・勝山健全
育成委員会等

【外部専門家】

スクールカウ
ンセラー・弁護
士・所轄警察署

【関係機関】

松山市教育委員会・
子ども相談課・松山
市教育支援センタ
ー・愛媛県福祉総合
支援センター・医療
機関
法務局 大学等

【いじめの未然防止】－「日本一過ごしやすい学校」を目指して

「自分も周囲も大切にする生徒を目指し、全ての生徒に安全・安心な学校づくり」をする－

- ① お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする心と実践力を育てるために、人権教育や道徳教育、体験活動を充実させる。教科指導では、特別支援教育の視点に立ち、分かる授業、支持的風土がある授業を実践する。
- ② 自己存在感や自己有用感、集団の中での心のつながりを感じることでできる学級経営や教育活動を行う。
- ③ 生徒会活動による自治の力を生かし、いじめを自分たちの力で防止し、解決しようとする生徒集団を育てる。給食の放送時に「ハートウォーミングタイム」という、仲間に対する温かい言葉を投稿する活動を通して、互いを認め合う風土をつくる。また、毎月10日は「いじめ0の日」とし、勝中いじめ0笑顔∞憲章の唱和や全校でいじめ根絶活動を行う。
- ④ 「いじめ問題について話し合うことも会議」等に積極的に参加し、他校との交流を図り、いじめ根絶の原動力となるリーダーを育てる。
- ⑤ ネット上のいじめや SNS トラブルについては、情報モラルに関する教職員研修、保護者への啓発、生徒への指導の機会を適切に設け未然防止につなげる。また、教育相談や生徒の会話、日記指導等から早期発見に努める。
- ⑥ 校区内の小学校教職員・PTAや地域の健全育成に関わる諸団体とともに、いじめ問題等について協議する機会（勝山健全育成委員会）を年2回開催し、いじめ防止に向けた地域ぐるみの対策を推進するとともに、いじめ防止基本方針の修正を図る。
- ⑦ 「教員のための学びの多様化対応ハンドブック」や「いじめアクション対応プラン(改訂版)」を活用した教職員研修や各種研修会への参加を通して、いじめ問題への対応についての共通理解を図り、対応力や指導力の向上を図る。
- ⑧ いじめ問題に対する学校の基本方針や動向を保護者や地域に発信し、いじめの芽を摘みとるための学校・家庭・地域の連携を図る。

【いじめ防止対策年間計画】

一 学 期	い じ め 防 止 対 策 小 委 員 会	年度始いじめ防止対策委員会（含保護者地域等）…学校いじめ防止基本方針の策定・修正		
		①生徒指導に関する校内研修 ・生徒理解のための校内研修 ・いじめ調査後の教育相談→個別懇談 勝山健全育成委員会	明 学 校 生 活 を 調 査	活 生 動 徒 会 学 活 校 動 行 事 特 別
		②いじめに関する校内研修 ・人権・同和教育参観日 ・いじめ調査後の教育相談→個別懇談 勝山健全育成委員会		道 人 徳 権 教 育 の 充 実 や
		③生徒指導に関する校内研修 ・いじめ調査後の教育相談 年度末いじめ防止対策委員会（含保護者地域等）…学校いじめ防止基本方針の検証		

【早期発見】一生徒の変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない

- ① 保健室や校内サポートルーム（フレンドリースペース）の利用状況や生徒観察、ジブンミカタプログラムの活用や教育相談ならびに生活日記「ゆうかり」等により、生徒の人間関係や悩みの把握に努める。また、生徒理解の充実を図るため、スクールカウンセラーなどの専門家の活用を図る。
- ② 月一回「日本一過ごしやすい勝中にするためアンケート」（いじめ調査）を実施するとともに、「いじめ実態把握専用メール」を活用し、いじめの実態把握に努める。
- ③ 遊びや悪ふざけのように見えるものや気になる行為、生徒の些細な変化等に気付いた場合、一人で抱え込まず、情報を共有し、即応できる体制づくりをする。（報告・連絡・相談の徹底と学年部会・生徒指導部会・職員会議の有効活用）
- ④ ホームページや生徒指導だよりを活用し、いじめ問題に関わる情報を発信し、双方向の情報交換に努める。
- ⑤ 学校以外の相談窓口（愛媛県「24 時間子ども SOS ダイアル」、松山市「いじめほっとらいん」「子ども総合相談窓口」、松山地方法務局「子どもの人権 SOS ミニレター」等）を周知し、相談しやすい体制を整える。

【いじめに対する措置（対応）】※重大事態を含む ー早期に組織的に適切に対応するー

- ① いじめ情報をキャッチした場合
 - ・いじめと疑われる行為については、その場で直ちにやめさせ、関わった関係者に対して速やかに複数の教員で適切な指導を行う。
 - ・相談や訴えには真摯に傾聴し、直ちに、学級担任、学年主任、生徒指導主事に連絡し、管理職に報告するとともに、いじめ防止対策小委員会を開き、情報を共有する。
- ② 迅速な対応と組織的対応
 - ・指導のねらいを明確にし、教職員の共通理解を図るとともに、対応のための役割分担をする。
 - ・管理職の指示のもと、生徒指導主事及び学年主任を中心に組織的にいじめの解消にあたる。
 - ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認める時は所轄警察署と連携して対応する。
- ③ 初期対応
 - ・いじめられた生徒の気持ちに寄り添って対応し、身の安全、命を守ることを第一に考え対応する。
 - ・正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、保護者等と協力して対応する体制を整える。
- ④ 生徒への指導・支援
 - ・いじめから守るための対応を行うとともに、いじめられている生徒から事情を聴く。
 - ・家庭訪問等により、正確な情報を適切に保護者へ伝え、今後の対応について情報を共有する。
 - ・いじめたとされる生徒からも事実関係の聴き取りをした上で、いじめの背景に目を向けるとともに、相手の気持ちになって考えさせる指導を行い、いじめは決して許されない行為であることを理解させる。
- ⑤ 事後指導
 - ・当事者については、長期的に継続して指導や見守りを行い、必要に応じてスクールカウンセラーや関係機関と連携しながら心のケアにあたる。
 - ・学級や学年において、心の教育や人権教育の充実を図り、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという風土を根付かせる。
- ⑥ ネット上でのいじめへの対応
 - ・実際にネット上に不適切な書き込みがあった場合は、所轄警察署に連絡をするとともに、直ちに削除する措置をとる。
- ⑦ 重大事態への対処
 - ・学校は、「いじめによって生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いが認められるとき、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」という定義により、疑いが生じた段階で、上記の対応をするとともに、教育委員会に報告の上、いじめ防止対策委員会で調査を行う。その調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係やその他必要な情報を提供する。

【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	○子どもが「いじめる側」にならないよう、話をしてください。 ○子どもの立場に立って真剣に話を聞き、子どもの寂しさやストレスを受け止めるよう努めてください。 ○子どもの様子が変わったと思ったら迷わず学校に相談してください。 ○けがをさせられたり金品を盗られたりするなどの被害にあったら、学校や警察などに相談してください。
地域に求めること	○地域の子どもたちを温かく見守り、子どもたちに声をかけてください。 ○いじめやしてはならない行為を発見したら、注意し、家庭や学校に連絡してください。 ○地域の行事に子どもたちを積極的に取り込み、ご指導をお願いします。 ○「地域の宝」である子どもたちを学校と地域の連携で健全に育てるよう協力をお願いします。